

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	芝浦メカトロニクス株式会社			コード	6590
提出日	2021/5/31	異動（予定）日	2021/6/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 また、現任社外役員について独立役員指定の同意が得られたため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	井奈波朋子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	高田裕一郎	社外取締役	○							△							訂正・変更	有
3	金子 和也	社外監査役	○									△					新任	有
4	内田 和政	社外監査役	○									△					指定	有
5	松本 裕之	社外監査役	○									△					指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	井奈波朋子氏は、現在弁護士として活動されておりますが、井奈波氏と当社との間に取引関係はなく、多額の金銭その他の財産の授受もありません。従いまして、井奈波氏には高い客観性が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性が備わっているものと考え、当社の独立役員として指定いたしました。また、井奈波氏は、弁護士としての経験、知識等を活かし、客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。
2	高田裕一郎氏は、当社の主要な取引先（メインバンク）である株式会社三井住友銀行を2009年10月に退任して11年6か月を経過しております。	高田裕一郎氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性が備わっているものと考え、当社の独立役員として指定いたしました。また、高田氏は、他社での代表取締役等の役員を歴任し豊富な経営経験を有しており、これまでの経験、知識等を活かし、客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。
3	金子和也氏は、当社の主要株主である株式会社東芝を2019年6月に退職して1年10か月を経過しております。	金子和也氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性が備わっているものと考え、当社の独立役員として指定いたしました。また、金子氏は、他社での代表取締役等の経験を有することに加え、経理・財務部門での長年の経歴から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであること等を勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。
4	内田和政氏は、当社の主要株主である株式会社東芝を2010年6月に退職して10年10か月を経過しております。	内田和政氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性が備わっているものと考え、当社の独立役員として指定いたしました。また、内田氏は、当社の社外監査役としての十分な活動実績があることに加え、経理・財務部門での長年の経歴から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであること等を勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。
5	松本裕之氏は、当社の主要株主である株式会社東芝を2011年9月に退職して9年10か月を経過しております。	松本裕之氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性が備わっているものと考え、当社の独立役員として指定いたしました。また、松本氏は、半導体事業経営に関する豊富な知見や、他社での社外監査役の経験を有しており、これまでの経験、知識等を活かした実効的な監査が期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。